

令和５年３月２２日
＜問い合わせ先＞
住宅局市街地建築課
代表 03-5253-8111

建築基準法施行規則第 10 条の 4 の 4 に規定する国土交通大臣が定める給湯設備を定める件（案）に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和５年１月 20 日（金）から令和５年 2 月 18 日（土）までの期間において、建築基準法施行規則第 10 条の 4 の 4 に規定する国土交通大臣が定める給湯設備を定める件（案）に関する意見募集を行いました。本案について寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築基準法施行規則第 10 条の 4 の 4 に規定する国土交通大臣が定める給湯設備を定める件（案）に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※合計 7 件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 52 条第 6 項第 3 号に規定されている「老人ホーム等」とは、どのような施設が対象となるのか。	当該規定の対象は、法第 52 条第 3 項に規定する「住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」と同じです。詳細な解釈は、同項の運用に係る細目を記載した「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」（平成 27 年 5 月 27 日付け国住指第 558 号、国住街第 40 号）のとおりです。
年間給湯効率等の性能によらず、告示の給湯設備に該当するものであれば認定の対象になると考えてよいか。	貴見のとおりです。
給湯設備の貯湯部分も、容積率の算定の基礎となる延べ面積に不算入となるか。	給湯設備の貯湯部分も含めて不算入となります。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
「コージェネレーション設備」や「燃料電池設備」とした場合、給湯の機能を有しないものも含まれてしまうのではないか。	ご意見を踏まえ、給湯の機能を有するものに限る旨、告示に規定することといたします。
「燃料電池設備」とした場合、対象が明確でないため、注釈でエネファームと記載すべきではないか。	特定の企業の登録商標を告示に規定することは適正ではないため、注釈による記載はいたしません。
以下の場合における、不算入となる床面積の考え方について教えていただきたい。 ○室内設置で機械室内に設備を設置するが、当該機械室内に空きスペースがある場合 ○機械室として明確な境界が無い場合	給湯設備を設置するための建築物の部分のうち、建築物の他の部分から独立していることが明確である部分の床面積相当分が不算入となること等、不算入となる床面積の考え方については、通知等でお示しする予定です。
住宅等に設置される機械室等で、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）の基準に適合し、かつ告示に規定される給湯設備を設置する場合であっても、容積率制限に対して余裕がある場合においては、当該認定制度を活用しないことも可能と考えてよいか。	貴見のとおりです。